

平成十四年二月

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	総則(第一章)	一
2	物品の貿易(第二章)	二
3	原産地規則(第三章)	三
4	税関手続(第四章)	四
5	貿易取引文書の電子化(第五章)	五
6	相互承認(第六章)	五
7	サービスの貿易(第七章)	六
8	投資(第八章)	七
9	自然人の移動(第九章)	九
10	知的所有権(第十章)	九
11	政府調達(第十一章)	一〇
12	競争(第十二章)	一〇
13	金融サービスに関する協力(第十三章)	一〇
14	情報通信技術(第十四章)	一〇
15	科学技術(第十五章)	一一

16	人材養成(第十六章)	一一
17	貿易及び投資の促進(第十七章)	一一
18	中小企業(第十八章)	一一
19	放送(第十九章)	一一
20	観光(第二十章)	一一
21	紛争の回避及び解決(第二十一章)	一一
22	最終規定(第二十二章)	一三
23	附属書	一三
24	協定についての合意された議事録、実施取極及び実施取極についての合意された議事録	一五
三	協定の実施のための国内措置	一六

一 概説

1 協定の成立経緯

平成十二年十月の我が国とシンガポールとの間の首脳会談において、二国間経済連携協定締結のための交渉を開始することで見解が一致したことを受け、平成十三年一月より両政府間で締結交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成十四年一月十三日にシンガポールにおいて、我が方小泉内閣総理大臣と先方ゴイー・チョク・トン首相との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、我が国とシンガポールとの間で貿易及び投資の自由化及び円滑化のみならず、金融サービス、情報通信技術、科学技術、人材養成、貿易及び投資の促進、中小企業、放送並びに観光といった幅広い分野での連携を強化するものである。この協定の締結により、両国の経済が一段と活性化され、両国間の経済上の連携が強化され、ひいては両国間の関係がより一層緊密化されることが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文百五十三箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録、実施取極及び実施取極についての合意された議事録が作成されており、それらの概要は、次のとおりである。

1 総則（第一章）

- (1) この協定の目的について定める。（第一条）
- (2) 各締約国は、この協定の運用に関連する法令及び行政上の手続等を速やかに公表すること等について定める。（第二条）
- (3) この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が法令の実施を妨げること等となる秘密の情報の提供を要求するものと解してはならないことについて定めるとともに、締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国が提供した情報の秘密性を保持すること等について定める。（第三条）
- (4) この協定のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置をとることを妨げ

るものと解してはならないこと等について定める。(第四条)

(5) この協定に別段の定めがある場合を除き、この協定の規定は、租税に係る課税措置については適用しないこと等について定める。(第五条)

(6) この協定と両締約国が当事国となっている他の協定とが抵触する場合には、両締約国は、直ちに相互に協議すること等について定める。(第六条)

(7) この協定を実施するための詳細等を定める実施取極を締結することについて定める。(第七条)

(8) この協定の適切な実施を確保し、両締約国間の経済上の関係等について見直しを行うとともに、この協定の改正の要否について検討するため、総括委員会を設置すること等について定める。(第八条)

(9) 両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定することについて定める。(第九条)

(10) この協定の運用についての一般的な見直しについて定める。(第十条)

2 物品の貿易(第二章)

(1) 第二章における用語について定める。(第十一条)

(2) 両締約国間で取引される物品の分類は、商品の名称及び分類についての統一システムに適合したものとす旨定める。(第十二条)

(3) 各締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対し内国民待遇を与える旨定める。(第十三条)

(4) 各締約国は、附属書 I に定める自国の実施日程に従って関税を撤廃する(関税上の特恵待遇は、他方の締約国の原産品であつて、その輸入が第二十七条の積送基準を満たす場合にのみ与えられる。)とともに、他方の締約国の産品の輸入について又は輸入に関連して課されるその他の課徴金を撤廃し、かつ、新たに課してはならないこと等について定める。(第十四条)

(5) 両締約国は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定については、世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定第一節の規定の例による旨定める。(第十五条)

(6) いずれの締約国も、自国の領域から他方の締約国の領域に輸出される製品についていかなる税も課し又は維持してはならない旨定める。(第十六条)

(7) 各締約国は、他方の締約国の製品の輸入について又は他方の締約国の領域に仕向けられる製品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないいかなる非関税措置も新設し又は維持してはならないこと等について定める。(第十七条)

(8) 一方の締約国は、第十四条に規定する関税上の特惠待遇を与えられる他方の締約国の原産品の輸入が絶対量で増加した場合において、その増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害等の重要な原因となつているときは、経過期間中に限り、最小限必要な範囲において、実行最惠国税率の範囲内で当該原産品の関税の引上げ等の措置をとることができることについて定めるとともに、当該措置をとる際の手続等について定める。(第十八条)

(9) 第二章の規定に関する一般的例外について定める。(第十九条)

(10) 第二章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならないこと等について定める。(第二十条)

(11) 各締約国は、地方政府による第二章の規定の遵守の確保のために利用し得る妥当な措置をとるとともに、物品の貿易に関し第三国との間で締結する国際協定に従つて与えられる待遇を他方の締約国に対しても与えるよう好意的に考慮する旨定める。(第二十一条)

3 原産地規則 (第三章)

(1) 第三章における用語について定める。(第二十二条)

(2) この協定の適用上、締約国を原産地とする物品であるかどうかを特定するための基準として、当該締約国において完全に得られ又は生産されることが必要であるとする基準、及び十分な変更が加えられることが必要であるとする基準の二つについて定める。(第二十三条)

(3) 一方又は双方の締約国の領域において生産が行われた場合には、一方の締約国の領域において生産が行われたものとみなし、ま

た、締約国における異なる段階における生産は、すべて当該締約国における生産とする旨定める。(第二十四条)

(4) 品目別規則上、一定の材料について他方の締約国において十分な変更が行われていなくても、その全体に占める割合が僅少な場合には無視する旨定める。(第二十五条)

(5) 単純な作業しか行っていない場合には、第二十三条に規定する十分な変更とはみなさない旨定める。(第二十六条)

(6) 他方の締約国の領域から直接輸送される原産品等は、積送基準を満たした原産品とすることについて定める。(第二十七条)

(7) 組み立ててないか又は分解してある状態で輸入される場合であっても、商品の名称及び分類についての統一システムの解釈に関する通則上、完成品として扱われるものは、これを完成品として扱う旨定める。(第二十八条)

(8) 輸入締約国は、輸入者から原産地証明を要求することができる旨定める(ただし、課税価額の総額が二十万円以下の場合等を除く)。(第二十九条)

(9) 輸入締約国は、輸入される産品が第三章の要件を満たさない場合又は輸入者が第三章の規定に従わない場合には、関税上の特恵待遇を与えないこととすることができる旨定める。(第三十条)

(10) 原産地証明は、輸出締約国が特定する機関又は団体が行うこと、附属書II Bに定める事項が含まれなければならないこと、及び十二箇月間有効なものとするについて定める。(第三十一条)

(11) 輸入締約国は、輸入者又は輸出者等からの書面による申請に応じて当該産品が他方の締約国の原産品に該当するかどうかを事前に書面で教示すること、また、当該事前教示を三年間尊重すること等について定める。(第三十二条)

(12) 輸入時から三年間は、輸入締約国が輸出締約国に対して原産地証明の真正性及び正確性の確認のための援助を要請することができる旨定める。(第三十三条)

(13) 原産地規則に関する合同委員会の設置及びその任務等について定める。(第三十四条)

4 税関手続(第四章)

(1) 第四章の適用範囲について定める。(第三十五条)

(2) 各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、情報通信技術の利用及び税関手続の簡素化並びに国際的な基

準及び勧告された慣行への可能な限りの調和を行うことについて定める。(第三十六条)

(3) 各締約国は、両締約国間で取引される物品の一時輸入のための手続及び他方の締約国の領域からの通過物品等の通関を引き続き容易にすること等について定める。(第三十七条)

(4) 両締約国は、第四章の規定の実施に関連して、実施取極の定めるところにより情報交換を行うこと等について定める。(第三十八条)

(5) 税関手続に関する合同委員会の設置及びその任務等について定める。(第三十九条)

5 貿易取引文書の電子化(第五章)

(1) 両締約国は、貿易取引文書の電子化を実現し、及び促進するために協力する旨定める。(第四十条)

(2) 両締約国は、貿易取引文書の電子化の実現、促進及び発展に関する意見及び情報を交換する旨定める。(第四十一条)

(3) 両締約国は、貿易取引文書の電子化に関する活動に従事する民間の団体間の協力を奨励すること等について定める。(第四十二条)

(4) 両締約国は、企業間で交換される電子的な貿易取引情報等が貿易規制当局により補助的なものとして使用されることを可能とする貿易取引文書の電子化の実現方策について、できる限り速やかに、いかなる場合にも二千年以前に検討を行う旨定める。(第四十三条)

(5) 貿易取引文書の電子化に関する合同委員会の設置及びその任務等について定める。(第四十四条)

6 相互承認(第六章)

(1) 第六章における用語について定める。(第四十五条)

(2) 登録を受けた輸出側締約国の適合性評価機関が実施する適合性評価手続の結果の輸入側締約国による受入れについて定める。(第四十六条)

(3) 相互承認の対象となる製品等を分野別附属書に定めること、分野別附属書を附属書Ⅲに掲げること等について定める。(第四十七条)

- (4) 輸出側締約国が輸入側締約国の関係法令等に即して自国の適合性評価機関の指定等を行うための自国の当局の権限を確保することについて定める。(第四十八条)
- (5) 輸出側締約国は、登録を受けた自国の適合性評価機関が輸入側締約国の指定基準を満たすことを適切な方法を通じて確保すること、また、輸入側締約国は、一定の場合に輸出側締約国に対して検証の実施を要請することができること等について定める。(第四十九条)
- (6) 登録を受けた適合性評価機関の指定の効力の停止等について定める。(第五十条)
- (7) 輸入側締約国は、輸出側締約国に対し、登録を受けた輸出側締約国の適合性評価機関が指定基準を満たしていることについて異議を申し立てることができること、相互承認に関する合同委員会が異議の申立ての対象となった適合性評価機関に対する合同検証の実施を決定することができること等について定める。(第五十一条)
- (8) 相互承認に関する合同委員会の設置及びその任務等について定める。(第五十二条)
- (9) 相互承認に関する合同委員会における適合性評価機関の登録等について定める。(第五十三条)
- (10) 第六章の規定に関する一般的例外について定める。(第五十四条)
- (11) 第六章の規定と他の条約との関係等、第六章の規定の地理的適用範囲及び第六章の分野別附属書について定める。(第五十五条から第五十七条)

7 サービスの貿易(第七章)

- (1) 第七章の適用範囲及び第七章における用語について定める。(第五十八条)
- (2) 各締約国は、市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の約束表において特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与えること等について定める。(第五十九条)
- (3) 各締約国は、自国の約束表に記載した分野において、かつ、当該約束表に定める条件及び制限に従い、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与えること等について定める。(第六十条)
- (4) 締約国は、第五十九条及び第六十条の規定に基づく約束表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置に

関する約束について交渉することができ旨定める。(第六十一条)

(5) 各締約国は、第七章の規定に基づく待遇を、いずれかの締約国の法律に基づいて設立された法人のうち締約国のサービス提供者とはみなされないものであって、業務上の拠点を通じてサービスを提供するものに与えること等について定める。(第六十二条)

(6) 各締約国が、第五十九条から第六十一条までの規定に基づいて行う特定の約束を約束表に記載することについて定めるとともに、当該約束表に特定する事項等について定める。(第六十三条)

(7) 各締約国は、特定の約束を行った分野において、一般に適用されるすべての措置であつてサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保すること等について定める。(第六十四条)

(8) 各締約国は、その領域内の独占的なサービス提供者が関連市場における独占的なサービスを提供するに当たり、自国の特定の約束に反する態様で活動しないことを確保すること等について定める。(第六十五条)

(9) 締約国は、サービス提供者の一定の商慣習が競争を抑制し及びこれによりサービスの貿易を制限することのあることを認めるところ等について定める。(第六十六条)

(10) 締約国は、自国の特定の約束に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならないこと等について定める。(第六十七条)

(11) 国際収支及び対外資金に関して重大な困難が生じ又は生ずるおそれのある状況において、締約国は、特定の約束を行ったサービスの貿易に対する制限を課し又は維持することができること等について定める。(第六十八条)

(12) 第七章の規定に関する一般的例外について定める。(第六十九条)

(13) 締約国が、第七章の利益を否認することができるサービスの提供又はサービス提供者について定める。(第七十条)

8 投資(第八章)

(1) 第八章の適用範囲について定める。(第七十一条)

(2) 第八章における用語について定める。(第七十二条)

(3) 各締約国は、自国の領域内において、投資財産の設立、取得、拡張、経営、運営、維持、使用、所有、清算、売却その他の処分

- に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇を与えることについて定める。(第七十二条)
- (4) 各締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対して内国民待遇を与える旨定める。(第七十四条)
- 条)
- (5) 各締約国は、輸出要求、現地調達要求、技術移転要求等の特定措置の履行要求を行ってはならないこと等について定める。(第七十五条)
- (6) 内国民待遇及び特定措置の履行要求の禁止の規定は、附属書V A又は附属書V Bに規定する自国の特定の例外に該当する場合には適用しないこと等について定めるとともに、附属書V A又は附属書V Bに記載する要素及び同附属書に規定する特定の例外の削減又は撤廃についての締約国の努力義務について定める。(第七十六条)
- (7) 他方の締約国の投資家の投資財産に対する公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えることについて定めるとともに、収用等の措置をとる場合の条件及びこれらの措置に伴う補償の方法等について定める。(第七十七条)
- (8) 政府の機関が工業用地の賃借権を買い戻す場合に考慮すべき事項について定める。(第七十八条)
- (9) 各締約国は、武力紛争その他の緊急事態の際に自国領域内において他方の締約国の投資家の投資財産が損失又は損害を被った場合には、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、内国民待遇を与えること等について定める。(第七十九条)
- (10) 各締約国は、投資家の投資財産に関連するすべての支払等が遅滞なく自由に移転されることを認めなければならないこと等について定める。(第八十条)
- (11) 締約国又はその指定する機関による請求権代位について定める。(第八十一条)
- (12) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争に関し、当該他方の締約国の投資家の要請により、附属書V Cに基づき設置される仲裁裁判所による仲裁等に付託することができること等について定める。(第八十二条)
- (13) 第八章の規定に関する一般的例外について定める。(第八十三条)
- (14) 一定の要件の下、一時的なセーフガード措置をとることができること等について定める。(第八十四条)
- (15) 信用秩序の維持のための措置をとることができること等について定める。(第八十五条)

- (16) 知的所有権に関する限り、内国民待遇を世界貿易機関設立協定附属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に規定する限度においてのみ適用する旨定める。(第八十六条)
 - (17) 租税に係る課税措置が収用を構成する場合について定める。(第八十七条)
 - (18) 投資に関する合同委員会の設置及びその任務等について定める。(第八十八条)
 - (19) 各締約国は、地方政府及び中央政府又は地方政府によって委任された権限を行使する非政府機関による第八章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとること等について定める。(第八十九条)
- 9 自然人の移動(第九章)
- (1) 第九章の適用範囲について定める。(第九十条)
 - (2) 第九章における用語について定める。(第九十一条)
 - (3) 各締約国は、他方の締約国の短期の商用訪問者及び他方の締約国の企業内転勤者について行う特定の約束を附属書VI第A部に、また、他方の締約国の投資家及び締約国の公私の機関との個人的な契約に基づいて業務に従事する他方の締約国の自然人について自国の法令に従って行う特定の約束を附属書VI第B部に記載すること等について定める。(第九十二条)
 - (4) 締約国は、他方の締約国の領域内において得られた教育、経験等を両締約国間の協定若しくは取決めに基ついて又は一方的に承認することができること等について定める。(第九十三条)
 - (5) 職業上の技能に関する相互承認に関する合同委員会の設置及びその任務等について定める。(第九十四条)
 - (6) 第九章の規定に関する例外等について定める。(第九十五条)
- 10 知的所有権(第十章)
- (1) 第十章の下での協力の分野及び形態について定める。(第九十六条)
 - (2) 知的所有権に関する合同委員会の設置及びその任務等について定める。(第九十七条)
 - (3) シンガポールは、日本国における特許出願に対応するシンガポールにおける出願の特許付与手続を円滑にするための適当な措置をとること等について定める。(第九十八条)

- (4) 両締約国は、両締約国の知的所有権データベースの利用を容易にするための適当な措置をとる旨定める。(第九十九条)
 - (5) 協力活動に要する費用は、相互に合意するところに従って負担する旨定める。(第百条)
- 11 政府調達(第十一章)
- (1) 第十一章の適用範囲等について定める。(第百一条)
 - (2) 両締約国の政府職員は、いずれか一方の締約国の要請により会合し、それぞれの締約国の法令に従い政府調達に関する情報交換を行う旨定める。(第百二条)
- 12 競争(第十二章)
- (1) 両締約国は、反競争的行為に対し適当と認める措置をとること等について定める。(第百三条)
 - (2) 両締約国は、反競争的行為の規制に関して協力し、その協力の内容は実施取極によること等について定める。(第百四条)
 - (3) 第十二章の規定の適用については第二十一章の紛争解決手続が適用されない旨定める。(第百五条)
- 13 金融サービスに関する協力(第十三章)
- (1) 両締約国は、金融サービスの分野において協力する旨定める。(第百六条)
 - (2) 両締約国の規制監督に関する協力について、その目的を定め、その協力の一部として、各締約国の証券市場及び証券派生商品市場に関する情報の共有について協力すること等について定める。(第百七条)
 - (3) 両締約国は、それぞれの資本市場を円滑に発展させるために協力する旨定める。(第百八条)
 - (4) 両締約国は、金融市場の基盤を強化するために協力する旨定める。(第百九条)
 - (5) 両締約国は、アジアにおける国境を越える金融活動の更なる発展及び地域内の金融の安定に寄与するために協力する旨定める。(第百十条)
 - (6) 金融サービスに関する協力に関する合同委員会の設置及びその任務等について定める。(第百十一条)
- 14 情報通信技術(第十四章)
- (1) 両締約国は、情報通信技術の分野において協力する旨定める。(第百十二条)

(2) 第十四章の下での協力の分野及び形態等について定める。(第百十三条)

(3) 情報通信技術に関する合同委員会の設置及びその任務等について定める。(第百十四条)

15 科学技術(第十五章)

(1) 両締約国は、科学技術の分野における協力を促進すること等について定める。(第百十五条)

(2) 両締約国は、政府間活動の分野及び形態について合意することができること等について定める。(第百十六条)

(3) 科学技術に関する合同委員会の設置及びその任務等について定める。(第百十七条)

(4) 知的所有権その他の所有権的性格を有する権利の保護及び配分への配慮について定める。(第百十八条)

(5) 第十五章の規定の実施は、各締約国の予算及び関係法令の範囲内で行い、政府間活動に要する費用は、相互に合意するところに従って負担する旨定める。(第百十九条)

(6) 第十五章の規定に基づく政府間活動の詳細及び手続を定める実施取決めは、両締約国政府の機関を当事者として行うことができる旨定める。(第百二十条)

16 人材養成(第十六章)

(1) 両締約国は、人材養成の分野において協力をを行う旨定める。(第百二十一条)

(2) 両締約国は、学者、教員、学生等の交流を奨励し、並びに青少年及び青少年団体の協力及び交流を奨励する旨定める。(第百二十二条)

(3) 両締約国は、教育研究機関間の緊密な協力を奨励する旨定める。(第百二十三条)

(4) 両締約国は、それぞれの政府の政策に関する相互理解の増進を目的として、両締約国の政府職員の交流を促進する旨定める。(第百二十四条)

(5) 両締約国は、高齢化社会に関する政策事項についての意見及び経験を交換する旨定める。(第百二十五条)

17 貿易及び投資の促進(第十七章)

(1) 両締約国は、民間企業による貿易及び投資活動を促進することに協力する旨定める。(第百二十六条)

- (2) 両締約国は、政府以外の団体を一方又は双方の当事者とする一定の協力が貿易及び投資の促進に貢献し得ることを認識し、その協力を検討し、及び勧告を行う旨定める。(第百二十七条)
 - (3) 貿易及び投資の促進に関する合同委員会の設置及びその任務等について定める。(第百二十八条)
- 18 中小企業(第十八章)
- (1) 両締約国は、中小企業間の協力の促進のために協力する旨定める。(第百二十九条)
 - (2) 両締約国は、政府以外の団体を一方又は双方の当事者とする一定の協力が中小企業間の協力に貢献し得ることを認識し、その協力を検討し、及び勧告を行う旨定める。(第百三十条)
 - (3) 両締約国の中小企業の投資の促進について両締約国が協力する旨定める。(第百三十一条)
 - (4) 中小企業に関する合同委員会の設置及びその任務等について定める。(第百三十二条)
- 19 放送(第十九章)
- (1) 両締約国は、放送の分野における協力を奨励する旨定める。(第百三十三条)
 - (2) 両締約国は、放送の分野に関連する事項についての意見及び情報を交換する旨定める。(第百三十四条)
 - (3) 放送に関する合同委員会の設置及びその任務等について定める。(第百三十五条)
- 20 観光(第二十章)
- (1) 両締約国は、観光の促進及び発展に関して協力する旨定める。(第百三十六条)
 - (2) 両締約国は、政府以外の団体を一方又は双方の当事者とする協力を奨励する旨定める。(第百三十七条)
 - (3) 観光に関する合同委員会の設置及びその任務等について定める。(第百三十八条)
- 21 紛争の回避及び解決(第二十一章)
- (1) 第二十一章の適用範囲について定める。(第百三十九条)
 - (2) 紛争の回避及び解決のため、各締約国は協議を要請することができ、協議により問題を解決することができなかった場合には、協議に関する委員会の会合を要請することができること等について定める。(第百四十条)

- (3) 両締約国は、あつせん、仲介又は調停を随時要請することができること等について定める。(第百四十一条)
- (4) 他方の締約国が、この協定又は実施取極に基づく義務を履行せず又はこれに反する措置をとった結果、自国に与えられた利益が無効にされ又は侵害されていると認められる場合には、書面による要請により協議を行うことができること等について定める。
(第百四十二条)

- (5) 仲裁裁判所の設置及び仲裁人の任命等について定める。(第百四十三条)
 - (6) 仲裁裁判所の任務について定める。(第百四十四条)
 - (7) 仲裁裁判所の手続について定める。(第百四十五条)
 - (8) 仲裁手続の終了について定める。(第百四十六条)
 - (9) 仲裁裁判所の裁定の実施等について定める。(第百四十七条)
 - (10) 仲裁裁判所の費用について定める。(第百四十八条)
- 22 最終規定(第二十二章)

- (1) 章及び条項の見出しは引用上の便宜のためにのみ付されているものであり、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない旨定める。(第百四十九条)
- (2) この協定の附属書は、協定の不可分の一部を成す旨定める。(第百五十条)
- (3) この協定の改正について定める。(第百五十一条)
- (4) この協定の効力発生について定める。(第百五十二条)
- (5) この協定の終了について定める。(第百五十三条)

23 附属書

- (1) 両締約国の関税の撤廃のための実施日程について定める。(附属書I)
- (2) この協定の適用上、他方の締約国の原産品として扱われるための個別品目の原産地規則について、原則として関税分類変更基準に基づく規則を採用しつつ、二百六十四品目については、関税分類変更基準に加えて付加価値基準を選択的に適用することができる

る旨定める。(附属書ⅡA)

(3) 原産地証明に最低限記載すべき項目を定める。(附属書ⅡB)

(4) 通信端末機器・無線機器及び電気製品に関する相互承認について、第六章の適用対象の範囲を定めるとともに、両締約国の関係法令等及び指定当局を定める。(附属書Ⅲ)

(5) 附属書ⅣAの適用範囲及び用語の定義について定め、第七章の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられないこと等について定め、締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、信用秩序の維持のための国際規制機関又は第三国の措置を承認することができること等について定め、信用秩序の維持の問題その他の金融サービスの問題に関する紛争のために第四百四十三条の規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、紛争の対象となつてゐる特定の金融サービスに関して必要な専門的知識を有するものとしなければならないことについて定め、一方の締約国は、新たな金融サービスであつて他方の締約国の領域内で当該他方の締約国による規制の下にあるものを当該一方の締約国の領域内で提供することを要求する当該他方の締約国のサービス提供者による申請に対して妥当な考慮を払ふこと等について定め、及び両締約国は、いづれか一方の締約国の書面による要請に基づき、金融サービスの貿易に関する約束表における約束の修正又は撤回について協議することに定める。(附属書ⅣA)

(6) 附属書ⅣBの適用範囲及び用語について定め、各締約国は、主要なサービス提供者であるサービス提供者が反競争的行為を行い又は継続することを防止するために適切な措置を維持すること等について定め、免許が必要とされる場合においては、免許基準及び免許申請に係る決定を行うための期間並びに個別の免許の条件を公に利用可能なものとするについて定め、各締約国は、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者その他の電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者又は電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供者と他の相互接続を確保すること等について定め、主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者は、相互接続の適当と認められる条件及び料金があらかじめ設定されていない場合には、これらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、独立した国内機関に申し立てることができることについて定め、各締約国は、当該締約国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有す

ること等について定め、規制機関は、いかなる電気通信サービスの提供者から分離され、かつ、いかなる電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わないこと等について定め、稀少な資源の分配及び利用に係るいかなる手続も、客観的な、透明性のあ
る、かつ、差別的でない態様で適時に実施すること等について定める。(附属書IV B)

(7) 各締約国が第五十九条から第六十一条までの規定に基づいて行う特定の約束について定める。(附属書IV C)

(8) 第七十三条及び第七十五条の特定の例外となる措置について我が国の措置及びシンガポールの措置について定める。(附属書V A及び附属書V B)

(9) 第八十二条に規定する、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が発生し当該紛争が仲裁裁判所に付託されることとなった場合における、特別の仲裁手続及び特別の仲裁手続に係る第三の仲裁人の選出に関する手続について定める。(附属書V C)

(10) 第九十二条に規定する自然人の移動についての特定の約束について、我が国が行う約束及びシンガポールが行う約束について定める。(附属書VI)

(11) 各締約国の政府調達協定附属書Iに掲げられる产品及びサービスは、文書MTN・GNSIWI二〇のサービスの表の「建設工事」及び「建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス」のサービスを除き、第十一章の規定に従って調達する旨定める。(附属書VII A)

(12) 民営化された機関を除き、各締約国の政府調達協定附属書I付表1及び3に掲げられる機関は、第十一章の規定に従い产品及びサービスを調達する旨定める。(附属書VII B)

24 協定についての合意された議事録、実施取極及び実施取極についての合意された議事録

関連の合意された議事録では、この協定にいう「地方政府」とは、世界貿易機関設立協定に規定する「地域又は地方の政府及び機関」と同一の意義を有すること等について確認しており、実施取極では、この協定の規定に基づいて設置される合同委員会の構成等について規定しており、及び実施取極についての合意された議事録では、実施取極の税関手続、競争及び金融サービスに関する協力の分野における情報交換に際して、各締約国の法令に従い、公開の情報についても交換すべく協力することについて確認している。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するため、関税暫定措置法及び特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案が今次国会に提出されることとなっている。なお、この協定を実施するための特別な予算措置は、必要としない。